

---

2025年12月15日 発行

■■ 民紹協メルマガ通信 NO. 180 ■■

発行：民紹協

---

いつもお世話になっております。本メールは、2週間に1回提供しています。

<コンテンツ>

◆◆ 今週のひとこと

◆◆ TOPIC

◆◆ 気になる行政の動き—事業主もスポットワークの基礎知識を

---

◆◆ 今週のひとこと

---

## ■ プレゼント

クリスマス、年末・年始と、プレゼントの機会が増える季節です。一年の終わり、ふと振り返えると、忙しさの中で見落としていたお世話になった方々への感謝や思いに気づき、心ばかりのプレゼントをしたいと思う時期でもあります。

以前は、ふさわしいお店を探し、実際にお店に出かけて、相手のこと、相手との関係性、前に交わした言葉など、反芻しながら品物を選んでいました。でも今は、LINEで希望を聞いたり、相手から欲しいもののURLが送られてきたりするので、お店に出かけもせず、大手ネット通販で注文することも多くなり、効率性が良くなっています。

プレゼントの意味は、時代と共に変わってくるのかもしれません。学生の頃、「present」の語源は「前（=pre）に置く」だと教わり、かつてに古代の権力者に貢物を差し出しているような情景をイメージして、プレゼントは物の価値や利益が重要だと思ってきました。しかし、大人になると、プレゼントの本質は少し違って、心の思いやりを表現することが大切だと思うようになりました。「私の好きなこと覚えていてくれてたんだ」なんて思ってもらうと、互いの理解、共感、感謝、信頼が深まります。

プレゼントは、物ではなく、パワフルなコミュニケーションだといえるでしょう。たとえ時代とともに選び方や購入の仕方は変わっても、いやその効率性が高まってきた時代だからこそ、渡し方やタイミングに細かい配慮をし、ときには短文を添えたりして、伝えきれない感謝や思いを伝える工夫をしたいものです。



## ◆◆ TOPIC

このコーナーでは、最近の労働関係の動きの中から、民営職業紹介事業に関する話題を紹介しています。

---

### ■ 1 高年齢者の労災防止に向け検討会報告と指針の案を提示／厚労省

厚生労働省は、12月8日、改正労働安全衛生法（令和7年5月公布）により、高年齢者の労災防止のために事業者に高年齢者の特性に配慮した作業環境の管理措置が求められるようになったことを受け、第4回高年齢労働者の労働災害防止対策に関する検討会に、検討会報告の案と指針の案を提示しました。研究会報告案では、労働災害による休業4日以上の死傷者に占める60歳以上の割合は約3割（30.0%）に上り、特に、「墜落・転落」「転倒による骨折」等の身体機能の低下による災害リスクが課題であるとしつつ、こうした状況を踏まえて指針では次のような事項の取組を求めていくべきとしています。

- （1）安全衛生管理体制の確立とリスクアセスメントの実施
- （2）視力低下を考慮した照度確保、階段への手すり設置などの身体機能の低下を補う職場環境の改善と作業管理の工夫
- （3）健康診断を確実に実施するなどの健康や体力の状況の把握と対応
- （4）高年齢者が自らの身体機能の低下と労働災害リスク理解するための教育などの安全衛生教育の実施

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_66673.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_66673.html)

### ■ 2 外国人患者受入れ医療コーディネーター養成研修を実施／厚労省

厚生労働省は、12月9日、同省ホームページにおいて、医療機関において外国人患者を安全かつ円滑に受入れるため、令和7年度の「外国人患者受入れ医療コーディネーター」の養成を目的とした研修を実施することを公表しました。対象者は、医療機関（病院、診療所、クリニック）に勤務中又は今年度中に勤務することが決まっている方（医師、看護師、事務職員、ソーシャルワーカー等）、期間は1月上旬から2月19日までで、内容は、国の制度や施策、通訳の誤訳への注意、やさしい日本語、通訳ツール、院内体制、困難ケース事例、妊娠・出産への対応、メンタルヘルスなどとなっています。

<詳しくは>

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921\\_00077.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202921_00077.html)

### ■ 3 日本語教育支援を行っていない企業が約 6 割／民間調査

三菱リサーチ＆コンサルティング（株）は、11月19日、技能実習生・特定技能外国人を雇用している企業（150社）に対して行った「外国人従業員への日本語教育に関するアンケート調査」の結果を取りまとめ公表しました。これによりますと、62.0%の企業が自身での日本語学習支援を実施していない（内訳は、「支援していない」36.0%、「仲介事業者等が実施」26.0%）ものの、72.7%は外国人従業員への日本語教育の必要性を感じているという実態が明らかになりました。同調査では、新しい育成労制度では、就労開始前に A1 相当（日本語能力試験 N5 等）が、終了時点では A2 相当（N4 等）の日本語能力水準が求められており、対応が急務であるとしています。

<詳しくは>

[https://www.murc.jp/library/report/seiken\\_251119/](https://www.murc.jp/library/report/seiken_251119/)

### ■ 4 生成 AI の活用に前向きな中小企業は約 7 割／民間調査

日本商工会議所は、11月28日、「商工会議所 L0B0（早期景気観測）調査」11月調査結果を公表し、「今月のトピックス」において、生成AIの活用状況について紹介しています。これによりますと、「全社的に活用」(6.1%)、「特定部門で活用」(14.8%)、「希望者のみ活用」(15.1%)を合わせて、「活用している」とするものは 36.0%となり、何らかの形で生成AIを活用している中小企業は4割近い結果となりました。また、「現状では活用していないが、今後活用を検討」とするものも 32.4%あり、生成AIの活用に前向きな中小企業は約 7 割となっています。生成AIを活用（活用を検討）している業務は、「文書作成・要約」が 78.6%と最も多く、次いで、「情報収集・アイデア出し」(58.1%) となっており、内部的な業務で積極的に生成AIが活用されていることがうかがえるとしています。

<詳しくは>

<https://cci-lobo.jcci.or.jp/>

<https://cci-lobo.jcci.or.jp/wp-content/uploads/2025/11/L0B0202511.pdf>

### ■ 5 今年の冬のボーナスの伸びは限定的／民間調査

(株) 帝国データバンクは、12月9日、「2025年冬季賞与の動向調査」の結果を発表しました。この調査では賞与の有無と増減を組み合わせて聞いていますが、2025 年の冬季賞与の

従業員 1 人当たりの平均支給額が「賞与はあり、増加する（した）」とする企業は 22.7%（前年は 23.0%）となり増加が頭打ちとなる一方で、「賞与はあるが、減少する（した）」とする企業も 13.2%（前年 13.9%）と前年より 0.7 ポイント下回りました。そして、「賞与はあり、変わらない」企業が 44.7%（前年 43.3%）が最も多く、かつ、1.4 ポイント増加しており、このような状況を踏まえてこの調査では「（2025 年度の）賞与の伸びは限定的であった」と分析しています。

<詳しくは>

<https://www.tdb.co.jp/report/economic/20251209-2025winterbonus/>

## ？ ■ 6 離職者のうち退職代行を利用した人は 20 人に 1 人／民間調査

（株）パーソル総合研究所は、12 月 2 日、「離職の変化と退職代行に関する定量調査」の結果を公表しました。この調査の対象者は全国の 20 代～50 代の男女 1,829 名（一般離職者 977 名、5 年以内に退職代行利用経験のある方 52 名、就業継続者 800 名）となっています。この調査で、離職時の会社への連絡方法は、①直属の上司（75.5%）、②直属ではない上司（75.5%）、③人事等管理部門（6.3%）、④退職代行（5.1%）、⑤その他（5.3%）となり、5.1%が退職代行を利用しています。退職代行利用者と一般離職者の年代構成を比較すると、退職代行利用者は一般離職者よりも年齢層が若く、20～30 代で 53.8%（一般利用者では 42.9%）となっています。また、前職在籍期間を比較すると、退職代行利用者は「1 年未満」が 38.4%で、一般離職者の 20.2%の約 2 倍となっています。

<詳しくは>

<https://rc.persol-group.co.jp/news/release-20251202-1000-1/>



## ◆◆ 気になる行政の動き

このコーナーでは、「行政の動き」「統計の動き」「労務管理」「研究・報告」等のテーマの中から、適宜取り上げて紹介しています。本号では、「行政の動き」として、最近急増するスポットワークに関する労務管理について見ていくこととします。

## ■ 事業主もスポットワークの基礎知識を

厚生労働省は、急増するスポットワークを利用する事業主に対し、「知らない」では済まされない労務管理上の注意点を理解し、労働に関するトラブルを未然に防ぐことができるよう、パンフレットを作成し周知しています。なお、このパンフレットでいう「スポット

「ワーク」とは、短時間・単発の就労を内容とする雇用契約のもとで働くことであり、特に、雇用仲介アプリ（スポットワーク仲介事業者が提供）を利用してマッチングや賃金の立替払を行う形態を対象としています。

## 1. 労働契約の締結時の注意

### （1）契約主体

スポットワークでは、仲介アプリが使われますが、労働契約は事業主とスポットワーカーが直接締結します（スポットワーカーとスポットワーク仲介事業者が労働契約を結ぶものではありません）。このため、労働基準法等を守る義務は、労働契約を締結した事業主に生じます。

### （2）成立時期

労働契約は、労使双方が合意することによって成立します（労働契約法6条）。特に、面接等を経ることなく先着順で就労が決定する求人では、事業主が掲載した求人にスポットワーカーが応募した時点で労使双方の合意があったものとして労働契約が成立すると一般的に考えられます。労働関係法令は契約成立をもって適用されるため、成立時期の認識共有が重要です。

## 2. 労働条件の明示等

### （1）労働条件の明示

労働契約成立後、事業主は就業開始前に労働条件を明示する義務があります（労働基準法15条）。書面の交付などの方法で労働条件を明示しない場合は、法違反となります。スポットワーク仲介事業者が代行する場合でも、明示義務の主体は事業主です。

### （2）キャンセル

労働契約成立後の解約（キャンセル）については、スポットワーカーにのみ不利な内容にならないよう留意し、労使対等の原則を踏まえる必要があります。特に、事業主の都合で仕事を直前に解約することは、ワーカーの別の就労機会を見つける時間的余裕を奪うため、労働者保護の観点から不適切であると考えられています。

## 3. 労働時間と賃金

### （1）労働時間

事業主の指示による、指定の制服への着替えなどの業務に必要な準備行為や、業務終了後の後始末、さらには待機を命じた時間も労働時間に当たります。求人の際には、これらの時間も含めて始業・終業時刻を設定すべきです。

## （2）賃金

実際の労働時間に対する賃金は、労働条件通知書に記載された所定支払日までに支払わなければ、労働基準法違反となります（予定の労働時間と異なる時間については労働時間を速やかに確認し確定させる必要があります）。また、労働条件通知書などで示した賃金の額を一方的に減額することや、交通費などを支払わない場合も労働基準法違反となります。

## （3）休業手当

労働契約成立後に事業主の都合で丸1日の休業をさせたり仕事の早上がりをさせたりした場合、労働基準法第26条の「使用者の責に帰すべき事由による休業」となるので、休業手当を支払う義務があります。

## 4. その他

### （1）安全衛生と労災

スポットワーカーに対しても、事業主は労働安全衛生法等に基づき、雇入れ時などにおける機械の危険性に関する教育等の労働災害防止対策を講じる義務があります。また、スポットワーカーが通勤中や仕事中にケガをした場合、就労先の事業について成立する保険関係に基づき労災保険給付を受けることができます。

### （2）ハラスメント対策

パワハラやセクハラなどのハラスメント防止対策についても、労働施策総合推進法等に基づく各種措置（相談窓口の周知等）を講じる義務があります。

<詳しくは>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11200000/001512297.pdf>

☆————☆  
◆◆ 《「厚労省人事労務マガジン」ダイジェスト》

ここでは、月2回程度発行される厚生労働省発行「人事労務マガジン」の最新号について、職業紹介事業者の法令等改正に關係ありそうなものを取り上げて紹介します。

---

■2025年12月3日発行 人事労務マガジン／定例第182号 ■

<https://www.mhlw.go.jp/content/12600000/001601304.pdf>

※ 関係法令の制定や改正に関する情報掲載はございません。



◆◆ 「人材サービス総合サイト」への令和6年度離職者数等の掲載について

厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」への、令和6年度離職者数等（無期雇用のうち就職後6ヶ月以内の離職者数及び離職が判明しない方の数）の掲載はお済みでしょうか。10月から12月にデータを入力することとされていますのでご留意ください。



◆◆ 【厚生労働省委託事業】

「キャリアコンサルティングを活用するためには」セミナーの開催日程が追加されました  
当協会が厚生労働省から委託を受けて行なう標記セミナーの、2月の開催日程が追加されました。本セミナーは、職業紹介の従事者を対象とした、キャリアコンサルティング・ツールの活用方法等を含めた実践的なセミナーで、受講料は無料です。

詳細・お申込みはこちらから。

<https://www.minshokyo.or.jp/news/?p=1159>

・ ・ ・ ・ ・ 民紹協からのお知らせ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・

◆職業紹介責任者講習◆

職業紹介責任者の方はもとより、職業紹介責任者が行う従事者に対する教育として事業報告書に記載が可能です。是非当協会の講習を教育の機会としてご活用ください。

【集合型】

- ◇東京：1/14（水）、1/20（火）、1/23（金）、1/26（月）、1/30（金）、2/2（月）、2/9（月）
- ◇愛知：3/18（水）
- ◇大阪：1/23（金）、2/13（金）、3/13（金）
- ◇福岡：1/30（金）

**【オンライン】**

1/7（水）、1/13（火）、1/16（金）、1/22（木）、2/4（水）、2/6（金）、2/12（木）、2/18（水）、  
2/20（金）、2/26（木）

※お申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/course/index.html>

**◆◆職業紹介事業実践セミナー（オンライン開催）◆◆**

※従事者教育としてご利用ください

職業紹介事業者及び従事者の方々を対象に、実践的な知識及びスキル等能力向上を図ることを目的として、オンライン（Zoom）で開催しています。「基本編」と「応用編」がありますので、経験等に合ったものをお選びいただくことができます。もちろん従事者教育として事業報告書へ記載可能です。

**【基本編】**

令和8年1月21日（水）14：00～17：00 Zoom

「行政機関による定期指導と調査の実務セミナー」

令和8年2月18日（水）14：00～17：00 Zoom

「職業紹介事業実務セミナー」

令和8年2月19日（木）14：00～17：00 Zoom

「紹介担当者のための労働基準法＋求人・採用関係法セミナー」

令和8年3月11日（水）14：00～17：00 Zoom

「新・紹介担当者のための求人票セミナー」

令和8年3月13日（金）14：00～17：00 Zoom

「紹介担当者のための労働基準法＋求人・採用関係法セミナー」

**【応用編】**

令和8年3月3日（火）9：30～17：00 Zoom

「求職者確保に役立つ就職支援スキルアップセミナー」

令和8年3月13日（金）9：30～17：00 Zoom

「よくわかるホワイトカラーの職業紹介実務」

令和8年3月19日（木）13：00～17：00 Zoom

## 「外国人材の職業紹介セミナー」

※各セミナーのお申込み・詳細は下記 URL（民紹協ホームページ）からお願いします。

<https://www.minshokyo.or.jp/seminar/>

## ◇入会のご案内◇

公益社団法人全国民営職業紹介事業協会（略称：民紹協）は、職業紹介責任者講習会をはじめ、当協会独自の資格である「職業紹介士」認定制度、各種セミナー等、職業紹介事業にかかるさまざまな活動を関係職業別団体等の協力を得ながら推進し、職業紹介事業者の皆様を強力にサポートしております。

民紹協の活動趣旨にご賛同いただける、皆様のご入会をお待ちしております。

※詳細はこちら（当協会ホームページ）をご覧ください。

<https://www.minshokyo.or.jp/join/>

## □おしらせ

会員サービスの向上を図るため、令和8年4月から年会費を値上げさせていただきます。

皆様には、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

<https://www.minshokyo.or.jp/news/wp-content/uploads/2025/10/information.pdf>

>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>>

★このメールは送信専用メールアドレスから配信されています。

## □登録のお申込み、バックナンバーの閲覧はこちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

## □配信中止の手続は、こちらから

<http://www.minshokyo.or.jp/seminar/mminfo.html>

## □発行 民紹協 総務課

©公益社団法人全国民営職業紹介事業協会

許可なく転載することを禁じます。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<